

# 「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」 募集要領

(令和3年度「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり」展開事業)

令和3年6月  
長崎県観光振興課

# 目 次

1. 事業の目的.....	2
2. 事業の概要（スケジュール） .....	2
3. 観光まちづくり構想の募集について .....	3
(1) 応募資格.....	3
(2) 対象事業.....	3
(3) 選定委員会へのエントリー.....	3
(4) 観光まちづくり構想の作成・提出.....	4
(5) 観光まちづくり構想の策定に対する県の支援.....	4
4. 観光まちづくり構想の選定 .....	5
(1) 選定方法.....	5
(2) 選定評価基準.....	5
(3) 選定件数.....	5
(4) 選定結果の通知.....	5
(5) 選定委員会等の意見反映.....	6
(6) 観光まちづくり構想及び選定結果の公表.....	6
5. 採択された観光まちづくり構想への支援（予定） .....	6
(1) 観光まちづくり構想採択後の取組.....	6
(2) アクションプラン策定に対する支援.....	6
(3) 県の認定を受けたアクションプラン実現のための各種取組等に対する支援.....	7
(4) 補助金事業の対象経費.....	7
(5) その他.....	7
6. 関係書類の提出及び問い合わせ .....	8
(1) 関係書類の提出先及び問い合わせ先.....	8
(2) エントリーシートの受付期間及び提出部数.....	8
(3) 観光まちづくり構想の受付期間及び提出部数.....	8
7. その他の留意事項等.....	8
(1) 応募に関する留意事項.....	8
(2) 補助金事業に関する留意事項.....	9

## 1. 事業の目的

「観光」は、各地域が持つ自然や景観、歴史、伝統、文化等の資源を活かし、地域独自の創意工夫を活かした取組が可能であること、関連する産業の裾野が広く大きな経済効果が期待できること等、地域の活性化に大きく寄与するものであり、定住人口の減少による地域経済の縮小が課題とされる今日においては、観光振興の取組による交流人口拡大（地域経済の活性化）に対する期待は年々大きくなっています。

そのような社会的背景を鑑みると、まずは地域住民自らが地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きをかけながら、賑わいの創出につなげていくことが重要であり、その結果、その地を訪れた観光客の満足度が高まり、再び訪れたいと思われる観光地となることが可能であると考えます。

そのため、県では、地域住民が主体となってまちづくりに取り組む「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想（以下「観光まちづくり構想」という。）」を募集・採択し、集中的に支援することにより、観光客だけでなく、地域住民にとっても魅力的な観光地の創出を後押しします。

## 2. 事業の概要（スケジュール）

内容	日程
【1】参加募集	令和3年8月20日（金）17時 締切
【2】観光まちづくり構想 作成 （アドバイザー派遣期間）	令和4年1月上旬まで
【3】観光まちづくり構想 提出	令和4年1月14日（金）17時 締切
【4】選定委員会 開催	令和4年2月上旬
【5】選定結果通知	令和4年2月末
<u>以下、選定委員会において採択された団体のみ対象</u>	
※ アクションプラン 作成	令和4年4月～
※ 各種事業の実施	アクションプラン認定後～

### 3. 観光まちづくり構想の募集について

#### (1) 応募資格

特定の「通り」や「集落」等の単位において、まちづくりに主体的に取り組む団体（以下「応募団体」という。）

- ※ “特定の「通り」や「集落」等”とは、原則、「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している（域内に住民の生活及び生業が存在する）集落等であって、徒歩移動が可能な特定の範囲（概ね半径2km以内）」とします。ただし、隣接する集落等であって一体的に構想を策定することが望ましいと認められる地域についてはこの限りではないため、疑義がある場合は事前に相談してください。
- ※ 応募に際しては、当該団体が属する市町長の推薦が必要です。
- ※ 応募団体の種別（任意団体（協議会等）、NPO法人、一般社団法人等）は問いません。
- ※ 応募団体は少なくとも2名以上で構成するものとします。
- ※ また、当該事業を契機に今後新たに団体を構成する等、応募時点で今後設立予定の団体からの応募も認めますが、関係法令等に則り、今年度中に当該団体を設立するための所要の手続きを完了させてください。なお、観光まちづくり構想の採択を受けた団体は翌年度から「長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金」による支援を予定しているため、下記〔参考〕を満たしうる団体であることが必要です。

〔参考〕長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の支援対象となる団体  
（※同補助金実施要綱から抜粋・要約）

補助対象事業の実施地域の属する市町又は地方公共団体の組合（以下「市町等」という。）から、補助対象経費のうち特定財源による収入を控除した額の2/10以上の補助を受けることができる団体であること。

#### (2) 対象事業

本事業では、1に掲げる事業目的を実現するために地域住民が主体となってまちづくりに取り組む「観光まちづくり構想」を応募の対象とします。

#### (3) 選定委員会へのエントリー

- ア 選定委員会への参加を希望する団体は、下記①～④に掲げる書類（以下、「エントリーシート」という。）を郵送又は持参により提出してください。
- ①選定委員会参加申込書（様式第1号）
  - ②団体概要調書（様式第2号）
  - ③取組対象地域概要調書（様式第3号-1～4）
  - ④応募団体が属する市又は町の推薦書（様式第4号-2）
- イ 記載方法は、『「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」エントリーシート・観光まちづくり構想作成にあたっての留意事項』を確認してください。
- ウ エントリーには応募団体が属する市町長の推薦（ア-④）が必要ですので、推薦依頼書（様式第4号-1）に上記①～③を添えて、市町観光振興主管課等へ依頼（提出）してください。なお、市町において、推薦するか否かの判断を行うために一定の期間を要する可能性があるため、事前

に申請の意思を伝える等、余裕を持って手続き等を進めてください。

エ エントリーシートの提出期限、提出先及び提出部数等は6のとおりです。

オ 応募多数の場合、エントリーシートをもって事前審査を行い、選定委員会への参加団体を絞り込む場合があります。結果については9月中旬頃に全ての団体へ通知します。

カ エントリーシートは選定委員会が観光まちづくり構想の評価を行う際の参考資料として配布する場合があります。

キ エントリーシート提出後、内容等について県担当者から問い合わせることがあります。

ク 提出されたエントリーシートの返却は行いません。

ケ 提出されたエントリーシートは、(5)により派遣するアドバイザー等へ事前に提供します。

#### (4) 観光まちづくり構想の作成・提出

ア 下記①～③に掲げる書類を提出してください。

① 「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」の提出について(様式第5号)

② 団体概要調書(様式第2号) ※エントリーシート提出時から変更がない場合は不要

③ 観光まちづくり構想(任意様式)

イ 観光まちづくり構想は特定の様式を設けませんが、選定委員会委員への「配布用」と委員会当日の「プレゼンテーション用」の2種類を記載内容に齟齬がないよう作成してください。

ウ 「配布用」を作成する際の Office ソフトの種類は問いませんが、選定委員会前に選定委員へ配布する予定としているため、構想の概要がある程度理解できる記載及びビジュアルとなるよう留意してください。(委員会当日も同様の資料を各委員へ配布する予定です。)

エ 「プレゼンテーション用」については、選定委員会におけるプレゼンテーションの実施を見据えてパワーポイント形式で作成することとし、PowerPoint2013 で動作するよう作成ください。なお、提出データの容量制限は設けませんが、動画の使用は認めないこととします。

オ また、ア～エのほか、『「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」エントリーシート・観光まちづくり構想作成にあたっての留意事項』に記載されている内容以外については、書式・構成等の制限を設けませんが、以下の内容については必ず盛り込むようにしてください。

① 地域の現状・課題

② ①を踏まえて今後地域で取り組むこと

③ ②に取り組んだ結果として思い描く10年後の地域の姿

④ 推進体制(組織体制、地域の多様な関係者との連携体制等)

⑤ 自主財源の確保手段

カ 観光まちづくり構想の提出期限、提出先及び提出部数等は6のとおりです。

#### (5) 観光まちづくり構想の策定に対する県の支援

ア 応募団体が行う観光まちづくり構想の作成に対し、県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、専門的な知見を有するアドバイザーを複数回現地等に派遣します(概ね10月～12月の間)。

イ アドバイザー派遣に要する謝金及び所要の旅費については、県の規程等に基づいて県が負担します(県が負担できない支出については団体もしくはアドバイザーの負担となりますので、疑義がある場合はあらかじめご相談ください)。

ウ その他詳細につきましては、追って文書で通知します。

## 4. 観光まちづくり構想の選定

### (1) 選定方法

- ア 外部有識者を含む選定委員会の審査により、採択する「観光まちづくり構想」を決定します。
- イ 選定委員会において、応募団体による概ね10分程度のプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を行っていただきます。
- ウ 評価は（2）の視点で複数の選定委員によって行います。選定委員会における評価は、提出いただく観光まちづくり構想及びプレゼンの内容（質疑応答含む）により行います。
- エ 選定委員会参加のための旅費等については、応募団体の負担とします。
- オ 選定委員会の開催時期はおおよそ2に記載の時期を想定しておりますが、詳細については追ってお知らせします。

### (2) 選定評価基準

評 価 項 目	
完成度	・地域の課題を適切に捉え、それを解決する（地域の活性化につながる）構想となっているか。
	・地域資源や歴史・文化・自然等の地域特性を十分に活かす構想であるか。
	・独自性があり、創意工夫を凝らした構想であるか。
	・地域住民（住んでよし）、観光客（訪れてよし）双方の満足度を高めうる構想であるか。
実現可能性	・地域住民や関係団体、市町等の多様な関係者が参画・連携し、かつ、構想を実現するために十分な実施体制となっているか。もしくは、その予定があるか。
	・県等の支援終了後も自立・継続が見込まれる構想であるか。
姿勢と熱意	・地域が主体的に汗をかいて取り組む構想となっているか。

### (3) 選定件数

- ア 採択する観光まちづくり構想の件数は、1件程度とします。
- イ ただし、選定評価基準に照らし、十分な効果を有すると認められる観光まちづくり構想がない場合、採択しないこともあります。

### (4) 選定結果の通知

応募された観光まちづくり構想の選定結果については、採択・不採択に関わらず、全ての応募団体へ通知します。

## (5) 選定委員会等の意見反映

- ア 観光まちづくり構想の採択に際し、選定委員会が、より事業効果を高めるための条件を附す場合があります。
- イ 条件付きの採択となった場合、原則、条件への対応等をアクションプランへ反映していただきます。ただし、諸般の事情により反映が困難であると判断される場合は、県と協議のうえ、対応について決定することとします。

## (6) 観光まちづくり構想及び選定結果の公表

各地域の取組等の横展開、まちづくり団体が主体となった地域間連携等を促進し、県下全域で観光まちづくりの動きを強力に推進するため、結果の如何にかかわらず、観光まちづくり構想及び選定委員の講評等については、県のホームページにおいて公表いたします。

## 5. 採択された観光まちづくり構想への支援（予定）

4により採択した観光まちづくり構想に対しては、次の支援を行う予定としております。

ただし、(2)(3)に掲げる支援は、年度ごとに本県議会において予算が成立することが前提であり、予算の措置状況等により内容が変更となることがあります。

また、原則として、事業の実施に必要な補助金の要望・交付申請手続きは年度ごとに行う必要があるほか、予算の範囲内において交付する関係上、全ての要望事業を採択できない場合があります。

### (1) 観光まちづくり構想採択後の取組

- ア 選定委員会において採択された団体は、観光まちづくり構想を具現化するため、アクションプランの策定を行います。（令和4年4月～）
- イ アクションプランは当該年度内に作成してもらう必要があります。
- ウ 策定したアクションプランについては、県の認定を受ける必要があります。
- エ 県によるアクションプランの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、観光まちづくり構想及びアクションプランに基づいた各種事業（取組）を実施します。
- オ 認定団体は、県の認定を受けたアクションプランの内容に変更が生じる場合、または変更を行いたい場合は、あらかじめ県へ報告・協議を行ってください。

### (2) アクションプラン策定に対する支援

ア 県は、アクションプランの策定に対して、下記により長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金（以下「補助金」という。）による支援を実施します。

- ①対象経費：アクションプラン策定に必要な経費のうち、(4)に掲げる経費
- ②補助上限額：200万円
- ③補助率：5/10以内

※ただし、一過性のものでなく、将来にわたって継続的な事業効果が見込まれる戦略的な事業、又は、他に類がなく大きな事業効果が見込まれる先駆的な事業であると認められる事業の補助率については特例で「6/10以内」とします。

- イ アの支援を受けるためには、3(1)の〔参考〕に掲げる基準を満たす団体である必要があります。

### (3) 県の認定を受けたアクションプラン実現のための各種取組等に対する支援

ア 県は原則として、イによって採択団体に対する支援を行います。仮にアクションプラン策定年度（令和4年度）の策定後の残りの期間において、アクションプランに基づく事業を実施した場合（例：9月にアクションプランの認定を受け、10～3月に事業を実施する場合）、(2)アに掲げる支援内容は以下のとおりとなります。

- ①対象経費：アクションプラン策定及び実現のために必要な経費のうち、(4)に掲げる経費
  - ②補助上限額：1,000万円（アクションプラン策定経費を含む）
  - ③補助率：5/10以内
- ※(2)アに記載の補助率の特例の適用対象とします。

イ 県は、アクションプラン策定年度の翌年度から3年間（令和5～7年度）を限度とし、下記により補助金による支援を実施します。

- ①対象経費：アクションプラン実現のために必要な経費のうち、(4)に掲げる経費
  - ②補助上限額：3,000万円/年
  - ③補助率：5/10以内
- ※(2)アに記載の補助率の特例の適用対象とします。

### (4) 補助金事業の対象経費

ア 補助金事業の対象となる経費は、次の経費のうち、補助金事業の実施に直接必要な経費です。

区 分	対 象 経 費 ( 例 )
人件費	イ参照
賃金	臨時的に雇用したパート・アルバイト賃金
報償費	講師や委員に対する謝金等
旅費	交通費、宿泊費及び旅行諸費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、会議費（茶菓子料等とし、懇親会等における飲食費用を除く）等
役務費	通信運搬費、保険料、広告料、手数料等
委託料	外注費
使用料及び賃借料	会場使用料、事業用機械器具等の賃借料等
工事請負費	建物、工作物等の工事請負費（用地取得費、造成費等を除く）
原材料費	製品製造等に必要な原材料費
備品購入費	補助金事業の実施に不可欠な備品購入費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限り）
その他	上記のほか、補助金事業の実施に必要と知事が認める経費

イ 人件費は、補助対象事業の実施に直接必要となる職員等（市町職員を除く）の報酬、給料、諸手当（退職手当を除く）及び共済費（社会保険料・労働保険料等）とします。また、補助対象となる人件費の額は、補助対象経費総額の5/10を超えない範囲において、当該事業の雇用一人あたり250万円以内とします。

ウ 補助金事業の対象経費と他の経費は、明確に区分しなければなりません。

### (5) その他

ア 補助金事業の実施に際しては、別途、「長崎県補助金等交付規則」「長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱」「長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱」等、関係規程に基



づく手続が必要です。

- イ 補助金事業は、各年度の補助金の交付決定が行われた後に開始することができます。アクションプランの認定を受けた後であっても、補助金の交付決定があるまでは事業を開始することはできませんので、留意ください（交付決定以前に支出された経費は交付対象外となります）。

## 6. 関係書類の提出及び問い合わせ

### (1) 関係書類の提出先及び問い合わせ先

- ア エントリーシート又は観光まちづくり構想等の関係書類については、下記まで郵送又は持参によりご提出ください。なお、持参される場合は平日の9時から17時の間にお願いします。また、書類の作成や提出等に関して不明な点がある場合についても下記までご連絡ください。

#### 【提出及び問い合わせ先】

長崎県文化観光国際部 観光振興課 観光まちづくり班（担当：森尾、永里）

〔住所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔電話番号〕 095-895-2643

〔E-mail〕 s38030@pref.nagasaki.lg.jp

- イ 如何なる理由があっても、締切後に受理することはできませんので、余裕を持って作成・提出いただきますようお願いします。
- ウ 持参による提出の場合、県庁5階のエレベーター前等の電話機から「内線番号：2643」までご連絡ください。

### (2) エントリーシートの受付期間及び提出部数

〔期間〕 令和3年6月25日（金）～ 令和3年8月20日（金）17時まで

〔部数〕 3(3)アの書類について、正本1部及び電子データ（CD-R等（電子メールによる提出可））

### (3) 観光まちづくり構想の受付期間及び提出部数

- ア 「配布用」の受付期間及び提出部数は以下のとおりとします。

〔期間〕 エントリー結果通知日～ 令和4年1月14日（金）17時まで

〔部数〕 3(4)アの書類について、正本1部及び電子データ（CD-R等（電子メールによる提出可））

- イ 「プレゼンテーション用」の提出期限等は概ね選定委員会の1週間前を想定しているため、選定委員会の日程等をお知らせする際に併せて通知します。

## 7. その他の留意事項等

### (1) 応募に関する留意事項

- ア 応募された観光まちづくり構想について、特許等の知的財産権や営業上の秘密・特別に必要なノウハウなどの法的保護が必要な場合は、あらかじめ応募団体の責任で対応してください。
- イ 他者の知的財産権等を侵害しないよう十分注意してください。
- ウ 公序良俗の観点から適当でないと認められる応募書類については、受付できません。
- エ 選定結果（採択または不採択）の個別理由については、一切お答えできません。
- オ 応募された観光まちづくり構想は、採択の如何にかかわらず、県及び関係団体の施策の検討に利用する場合があります。

## (2) 補助金事業に関する留意事項

- ア 事業実施主体は、補助金事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助金事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- イ 補助金事業については、原則として、国及び県等のその他助成制度との併用はできません。